

報告第 5 号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第 8 号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和2年7月15日 午後2時頃
 - 2 事故発生場所 富津市内
 - 3 和解の相手方 個人
 - 4 事故の概要 上記日時場所において、自転車で歩道を走行中の相手方が突然車道を横切ろうとしたため、本市車両と相手方が接触した。
 - 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。
- 令和2年7月22日

富津市長 高 橋 恭 市